

## 保管状況届出書（様式第一号（一））の提出にあたっての注意事項

### 1 報告の内容

**令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）**のPCB廃棄物の保管状況及びPCB製品の使用状況等

### 2 提出書類

- (1) 「様式第一号（一）ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）」
- (2) 保管状況の写真（前年度までに写真を提出し、変更がない場合は不要）
- (3) 令和7年度にPCB廃棄物の処分を委託した場合は、返却されたマニフェストE票、D票、又はB2票のいずれかの写し

### 3 提出部数

**2部**

### 4 提出方法、提出先及び提出期限

提出方法：郵送、持参又は電子申請

**※1 控えの返送は行いませんので、各自コピーの保管をお願いします。**

**※2 届出が提出されたかどうかを確認したい場合は、簡易書留など記録が残る方法で提出をお願いします。**

**※3 受領印が必要な方は、コピーと一緒に窓口持参をお願いします。**

提出先：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎19階北側

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課（PCB処理対策担当）

### **提出期限：令和8年6月30日**

届出書を東京都環境局ホームページ「PCBに関する届出」からダウンロードし、パソコン上で作成及び電子申請することもできます。

([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/pcb/aboutpcb/waste\\_disposal\\_pcb\\_report\\_list/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/aboutpcb/waste_disposal_pcb_report_list/))

※「東京都環境局 PCBに関する届出」でも検索できます。

### 5 本届出書の記入方法、提出方法に関する問合せ先

有限会社クリーンシステム（委託業者）

**電 話： 042-706-1345**

受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00、土曜・日曜・祝日を除く。）

※東京都では本届出書に関する問合せ対応業務を上記業者に委託しております。

## 6 記入上の注意

- (1) 届出様式の「備考」及び様式記入例をお読みいただき御記載ください。
- (2) 「廃棄物(製品)の種類」の欄は、廃棄物の例示を参照の上、種類を記入してください。**(注意) 微量PCBを保管・使用している場合は、濃度区分欄に低濃度と記載してください。また、参考事項欄にPCB濃度を記入してください。**
- (3) 「表示記号等」の欄は、PCBを使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。下表の「表示記号等」の中から該当する種類を選択して記入してください。低濃度PCB機器の場合は、表示記号欄を空欄で提出してください。

表示記号等 (高濃度PCB機器のみ記入)	
①不燃(性)油	②不燃性(合成)絶縁油
③シバノール	④富士シンクロール油
⑤カネクロール油	⑥塩化ビフェニール
⑦AF式	⑧DF式
⑨AFP式	⑩冷却方式LNAN
⑪その他	

- (4) 「処分予定年月」の欄は、PCB廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年月を記入してください。
- (5) 複数の種類の廃棄物があつて本様式に書き切れない場合は、別葉に一覧表を作成の上、本届出書に添付してください。
- (6) 法人名・代表者名・住所等変更の場合、変更後の内容を記入し、余白部分に「住所変更」等記載してください。

## 7 参考

- (1) PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度、保管状況等に関し、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県知事に届け出なければなりません。この届出を提出しない場合又は虚偽の届出をした場合は、罰則が適用されることがあります。
- (2) 本届出書は法第9条の規定に基づき、毎年度、東京都環境局のホームページ等で公表されます。
- (3) 令和7年度に保管場所を変更し、既に様式第二号の「保管事業所の変更届出」を届出済の事業所や、令和7年度に処分を委託した事業所も本届出の提出が必要です。
- (4) 作成した届出書の写し(コピー)を控えとして手元に残してください。